

国税庁ホームページを利用した申告書等の作成手順

税額などが**自動計算**される上、提出のために税務署に行く必要がありません！

売買契約書等から譲渡による収入金額、必要経費などを入力します(4~7ページ参照)。

源泉徴収票等から給与の支払金額や公的年金等の支払金額などを入力します(8~9ページ参照)。

e-Taxでデータ送信 又は 印刷して税務署に郵送等で提出します。

申告書等の提出は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又は IC カードリーダーライター）を用意すれば、「**e-Tax**（電子申告）」を利用して行うことができます（マイナンバーカード方式）。また、事前に税務署で手続きしていただければ、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又は IC カードリーダーライター）をお持ちでない方でも、**e-Tax** により提出することができます（ID・パスワード方式）。

なお、印刷*して郵送等により提出することもできます。

* プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます。

◆◆◆ 国税庁ホームページを利用した申告書等の作成はこちらから ◆◆◆

国税庁ホームページトップ



国税庁ホームページトップの「分分野メニュー」>「申告手続」の「**確定申告書等作成コーナー**」をクリックします。



「**作成開始**」をクリックします。

税務署への提出方法の選択やパソコン等の環境確認などの画面に順次進みますので、画面の案内に沿って操作し、**作成する申告書等の選択**画面へ進みます。

次ページの1へ

- * お使いのパソコン等の環境などにより、国税庁ホームページを利用して申告書等の作成をすることができない場合があります。
- * 2ページから9ページに掲載の国税庁ホームページの画面は、ご利用になる際の画面と異なる場合があります。